

# **第9次群馬県保健医療計画 策定の考え方について**

**群馬県健康福部医務課**

# **医療計画について**

- 都道府県が、国の定める基本方針に即し、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定するもの。
- 医療資源の地域的偏在の是正と医療施設の連携を推進するため、昭和60年の医療法改正により導入され、都道府県の二次医療圏ごとの病床数の設定、病院の整備目標、医療従事者の確保等を記載。平成18年の医療法改正により、疾病・事業ごとの医療連携体制について記載されることとなり、平成26年の医療法改正により「地域医療構想」が記載されることとなった。その後、平成30年の医療法改正により、「医師確保計画」及び「外来医療計画」が位置付けられることとなった。

### 計画期間

- 6年間（現行の医療計画の期間は2018年度～2023年度。中間年で必要な見直しを実施。）

### 記載事項(主なもの)

#### ○ 医療圏の設定、基準病床数の算定

- ・ 病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分。

##### 二次医療圏

##### 335医療圏（令和3年10月現在）

###### 【医療圏設定の考え方】

一般的の入院に係る医療を提供することが相当である単位として設定。その際、以下の社会的条件を考慮。

- ・ 地理的条件等の自然的条件
- ・ 日常生活の需要の充足状況
- ・ 交通事情 等

- ・ 国の指針において、一定の人口規模及び一定の患者流入/流出割合に基づく、二次医療圏の設定の考え方を明示し、見直しを促進。

#### ○ 地域医療構想

- ・ 2025年の、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能ごとの医療需要と将来の病床数の必要量、在宅医療等の医療需要を推計。

##### 三次医療圏

##### 52医療圏（令和3年10月現在）

※都道府県ごとに1つ（北海道のみ6医療圏）

###### 【医療圏設定の考え方】

特殊な医療を提供する単位として設定。ただし、都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の区域を設定し、また、都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、二以上の都道府県にわたる区域を設定することができる。

#### ○ 5疾病・6事業及び在宅医療に関する事項

※ 5疾病…5つの疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）。

6事業…6つの事業（救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、べき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。））。

- ・ 疾病又は事業ごとの医療資源・医療連携等に関する現状を把握し、課題の抽出、数値目標の設定、医療連携体制の構築のための具体的な施策等の策定を行い、その進捗状況等を評価し、見直しを行う（PDCAサイクルの推進）。

#### ○ 医師の確保に関する事項

- ・ 三次・二次医療圏ごとに医師確保の方針、目標医師数、具体的な施策等を定めた「医師確保計画」の策定（3年ごとに計画を見直し）
- ・ 産科、小児科については、政策医療の観点からも必要性が高く、診療科と診療行為の対応も明らかにしやすいことから、個別に策定

#### ○ 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

- ・ 外来医療機能に関する情報の可視化、協議の場の設置、医療機器の共同利用等を定めた「外来医療計画」の策定

# 医療計画の策定に係る指針等の全体像

国検討会資料

【医療法第30条の3】

厚生労働大臣は基本方針を定める。

## 基本方針【大臣告示】

### 医療提供体制の確保に関する基本方針

【医療法第30条の8】

厚生労働大臣は、技術的事項について必要な助言ができる。

## 医療計画作成指針【局長通知】

### 医療計画の作成

- 留意事項
- 内容、手順 等

## 疾病・事業及び在宅医療に係る 医療体制構築に係る指針【課長通知】

### 疾病・事業別の医療体制

- 求められる医療機能
- 構築の手順 等

【法第30条の4第1項】

都道府県は基本方針に即して、かつ地域の実情に応じて医療計画を定める。

## 医療計画

### ○ 疾病・事業ごとの医療体制 (\*)

- ・ がん
- ・ 脳卒中
- ・ 心筋梗塞等の心血管疾患
- ・ 糖尿病
- ・ 精神疾患
- ・ 救急医療
- ・ 災害時における医療
- ・ 新興感染症発生・まん延時における医療
- ・ へき地の医療
- ・ 周産期医療
- ・ 小児医療(小児救急含む)
- ・ 在宅医療
- ・ その他特に必要と認める医療

### ○ 地域医療構想 (※)

- 地域医療構想を達成する施策
- 病床機能の情報提供の推進
- 外来医療の提供体制の確保(外来医療計画) (※)
- 医師の確保(医師確保計画)(※)
- 医療従事者(医師を除く)の確保
- 医療の安全の確保
- 二次医療圏・三次医療圏の設定
- 医療提供施設の整備目標
- 医師少数区域・医師多数区域の設定
- 基準病床数 等

\* 地域医療構想については「地域医療構想策定ガイドライン」、外来医療計画については「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」、医師確保計画については「医師確保計画策定ガイドライン」を厚生労働省からそれぞれ示している。

# **第9次群馬県保健医療計画 素案作成の考え方**

# 第8次計画からの変更のポイント

## 1 国作成指針を踏まえた修正

- ① 急性期から回復期、慢性期までを含めた一体的な医療提供体制の構築
- ② 疾病・事業横断的な医療提供体制の構築
- ③ 5疾病・6事業及び在宅医療に係る指標の見直し等による政策循環の仕組みの強化
- ④ 介護保険事業（支援）計画等の他の計画との整合性の確保

## 2 各専門部会等の検討を踏まえ、新たな施策・取組を反映

## 3 各種統計・データ等を最新値に更新

今年度												2024	2025	2026	2027
2022年度	2023年度											第9次計画 スタート	新地域医療 構想策定 (~2040)	第9次計画 中間見直し	
3月 2023.3.31  国作成指針等 発出	4月	5月 2023.5.26 国作成指針等 一部改正 (新興感染症関係)	6月	7月 2023.7.19  計画会議 (第1回)  <計画（素案）>	8月	9月	10月	11月 2023.11月中旬  計画会議 (第2回)  <計画（原案）>	12月						
				<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 5疾病・6事業及び在宅医療をはじめとする各専門部会等での検討</li><li>◆ 各担当課で原稿作成</li></ul>				<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 地域保健医療対策協議会での議論</li><li>◆ 5疾病・6事業及び在宅医療をはじめとする各専門部会等での検討</li><li>◆ 各担当課で原稿修正</li></ul>							

新・地域医療構想の策定に向け、  
構想区域（二次医療圏）の検討、  
必要な施策の議論を深めたい。